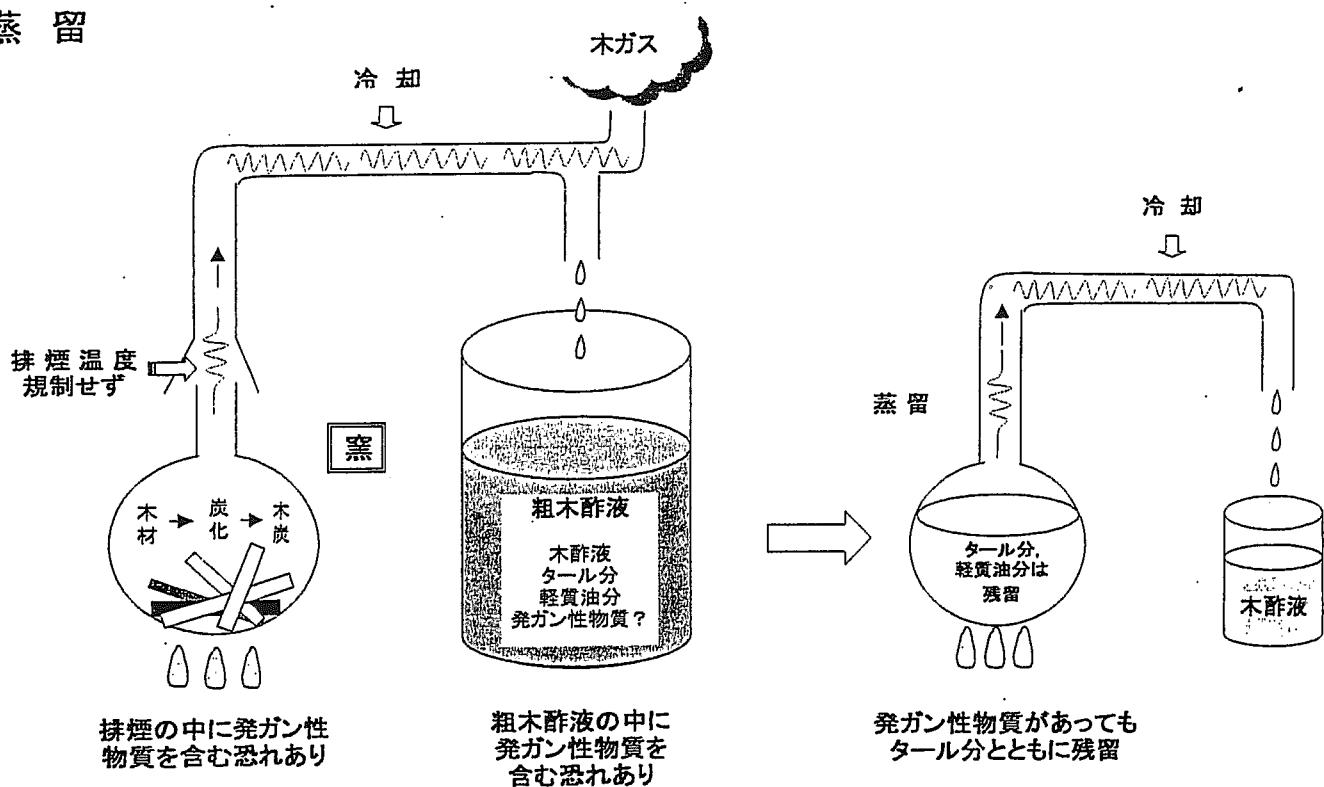


薬効及び安全性の検討を行った木酢液について

- 1 木酢液は、木材を乾留する際に出るガスを冷却することで得られる黒褐色の液体であり、竹が原材料のものは竹酢液と呼ばれるが、これらをまとめてここでは木酢液として扱うこととする。また、これらに類似のものとしてイネのもみ殻を原材料にした「もみ酢」がある。
- 2 木酢液は、原材料や製法により品質がまちまちであり、製法によってはベンツピレン等の有害物質が含まれる可能性があることから、特定防除資材として指定の検討対象となる木酢液については、一定の定義・規格等が必要であると考えられたため、農林水産省・環境省は、以下の要件を満たす木酢液（竹酢液等の木質原料を原材料とするものを含む。以下同じ。）について、指定の可否を判断するための資料を収集した。
(別紙の図を参照)
 - ① 原材料
建築資材、家具等の廃材を除く木質原料（木材、竹材、オガ粉、樹皮等）とする。
 - ② 製造方法
原料を炭化炉又は乾留炉により炭化する際に生じる煙を冷却して得られた液体であつて次のいずれかに該当するもの
 - (a) 蒸留されたもの
 - (b) 炉の排煙口における温度が 80 ~ 150 °C の排煙を冷却して得られた液体を 3 ヶ月以上静置し、上層の油分と下層の沈殿部分を除く中間部分を採取して得られたもの
- 3 なお、上の要件を満たす木酢液以外の木酢液についても、文献資料の収集を行い、その結果を整理したが、もみ酢については、成分、薬効及び安全性等について判断するに足る情報が得られていない。

木酢液の製造方法

① 蒸留



② 3ヵ月以上静置

